1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 の1996年の議定書の概要

議定書のポイント

水銀

カドミウム

放射性廃棄物等

正式名称:廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(1972年採択。我が国は1980年締結)

主に陸上で発生した廃棄物等の船舶等からの海洋投棄を防止するロンドン条約を強化し、海洋投棄を原則禁止するもの

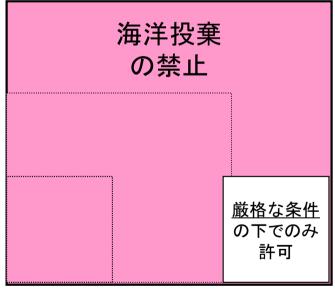
船舶で発生する油、廃棄物等の排出については、 MARPOL条約(我が国は1983年締結)により防止。 1972年のロンドン条約では、水銀、カドミウム、放射性廃棄物などの有害廃棄物を限定的に列挙して、これらの海洋投棄のみを禁止している。1996年議定書では、海洋投棄を<u>原則禁止</u>した上で、<u>例外的に</u>しゅんせつ物、下水汚泥など、海洋投棄を検討できる品目を列挙するとともに、海洋投棄できる場合にも、<u>厳格な条件</u>の下でのみ許可することとした。

ロンドン条約 一般許可の下で投棄可能 不発弾等 特別許可の下で投棄可能 砒素、 加素、 か非上 シアン化合物等 しゅんせつ物下水汚泥

魚類残さ

赤泥等

1996年議定書



- □ 我が国は、国内実施のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」等を改正して対応する予定。
- □ これまで海洋投棄を行ってきた主に<u>第二次大戦に起因する不発弾</u>については、2007年4月以降、陸上処分を行うことになっている。
- □ アルミニウム製造工場で生じる<u>ボーキサイト残さ(赤泥)</u>は、この議定書の締結後も、厳格な条件の下で海洋投棄が可能。
- □ 地球温暖化対策としての二酸化炭素の海底下貯留については、2006年11月2日の改正により、可能となった。
- □_Aこの議定書は、2006年3月24日発効。2007年2月1日現在、英国、ドイツ、フランス、カナダ、中国など、30か国が締結。

゙この議定書の締結は、我が国周辺の海洋汚染防止及び海洋環境保全のための国際協力増進に貢献するもの。